

# 久喜市PFI等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）

---

第1回審査委員会 説明資料

令和3年6月2日

- ・ 審査委員会スケジュール
- ・ プラントメーカー意向等調査
- ・ 実施方針（案）、要求水準書（素案）、  
モニタリング計画（素案）



# 1. スケジュール

## 1.2 審査委員会

回数	日程（予定）	主な議題
第1回	令和3年6月2日（水）	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱式</li><li>・プラントメーカー意向等調査</li><li>・実施方針、要求水準書、モニタリング計画（素案）の説明</li></ul>
令和3年6月上旬		実施方針の公表
第2回	令和3年6月25日（金）	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定事業の選定（財政負担の見込額の検討、サービス水準の評価等）</li><li>・要求水準書、落札者決定基準、提出書類の様式等の確認</li></ul>
令和3年7月下旬		特定事業の選定
第3回	令和3年8月6日（金）	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札公告について</li><li>・入札説明書等（基本協定書、基本契約書、請負・委託契約書等）の確認</li></ul>
令和3年8～9月		入札公告
第4回	令和3年11月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札参加者からの質問・意見への回答、対話</li></ul>
令和4年3月		入札書類の受付
第5回	令和4年3月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札者からの提出書類、提案書等の確認</li></ul>
第6回	令和4年5月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札者の評価</li></ul>
第7回	令和4年6月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・落札者の決定、審査講評・客観的評価結果</li></ul>

## 2. 事業者への意向等調査（1/4）

### 2.1 調査内容

**入札参加意欲、入札書類・提案書の作成に必要な事項等**について、民間事業者にヒアリングしました。

参入意欲は？

入札への参加見込み

必要資料は？

アスベスト調査など

費用はどのくらいかかるか？

予算額の算定など

## 2. 事業者への意向等調査（2/4）

### 2.2 調査対象

①～③の条件を満たす整備実績を複数有する民間事業者（8社）を選定しました。

- ①処理能力 : 全連続運転100t/日以上
- ②使用開始年度 : 2010（平成22）年度以降
- ③余熱利用の状況 : 発電を行っている施設

社名	実績施設数
日立造船(株)	18
JFEエンジニアリング(株)	15
日鉄エンジニアリング(株)	13
川崎重工業(株)	12
(株)タクマ	11
(株)神鋼環境ソリューション	9
荏原環境プラント(株)	7
三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	4
(株)川崎技研	3
クボタ環境サービス(株)	1
(株)協和エクシオ	1
総計	94

※ 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成30年度）」の施設別整備状況のうち、「焼却施設（溶融施設を含む）」に挙げられている1,128施設の中から整備実績を確認

## 2. 事業者への意向等調査 (3/4)

### 2.3 調査結果 (1/2)

#### 2.3.1 本事業への参加意欲

・参加意欲あり 4社

・参加意欲なし 4社

#### 2.3.2 望ましい提供資料

主な調査・資料	理由等
建設予定地内での地盤調査	地質、液状化、地下水、地下構造物の把握のため
土壌汚染・地歴調査	土壌汚染のおそれを把握するため
解体対象施設図面（機械、建設図、ユーティリティ関係資料）	解体工事の基礎資料用のため
ダイオキシン類、重金属、PCB、アスベスト調査	解体工事の飛散防止対策等の基礎資料用のため
上下水道・ガス管・道路工事資料（工程含む）	敷地周辺道路との取合検討、工事工程の検討のため
余熱利用施設に関する資料・図面	渡り歩廊等の取合検討のため
造成・道路付け替え計画に関する資料・図面	設計・施工方法計画・検討のため
公共物・埋設物の有無、量・大きさ等の資料	施工方法の決定、コスト検討のため
搬入出車両の曜日・時間帯別台数、諸元	車両動線、構内道路計画のため
所管公庁への手続き、指導内容	設計時の作業、基本計画のため
門扉・フェンスの施工範囲に関する資料	
河川保全区域に関する資料	
隣地調整池に関する資料（接続位置、排水可能量等）	

## 2. 事業者への意向等調査（4/4）

### 2.3 調査結果（2/2）

#### 2.3.3 事業費 見積

企業のノウハウ等が含まれるため非公開

### 3. 事業者の選定及び契約のプロセス

#### 3.1 基本的な流れ

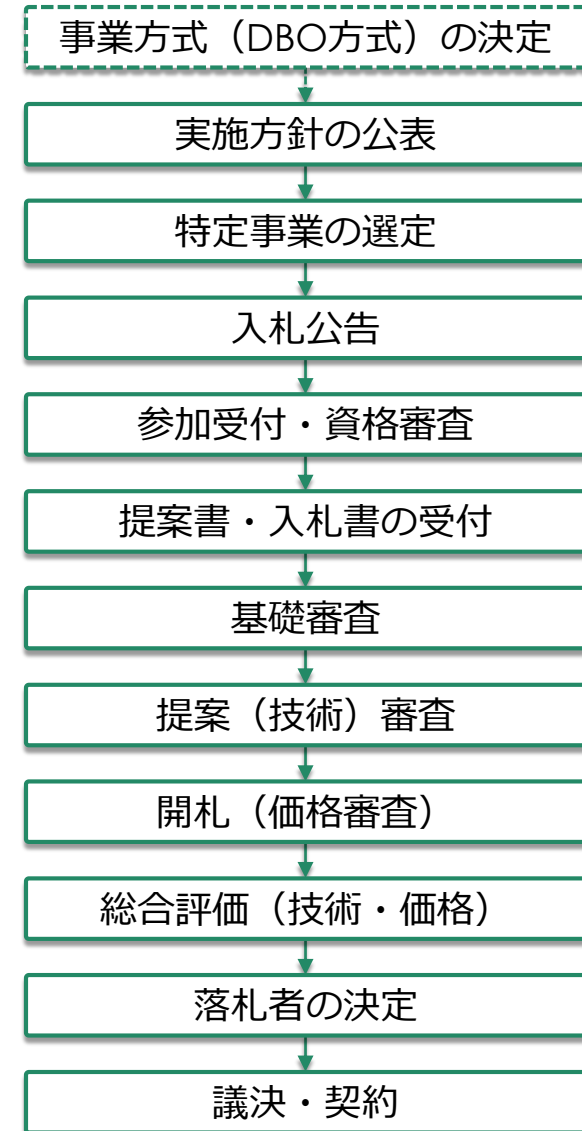
- ・公設民営（DBO）方式においても、「実施方針の公表」等PFI法の規定に準じて一連の事務手続きを行い、広く積極的な意見・提案を求めます。

#### 3.2 事業者の選定

- ・事業者選定は、入札参加者資格に条件を付し、条件を満たす事業者はすべて入札に参加できることとし、価格のみならず価格と技術力を総合的に評価して落札者を決定する「条件付総合評価一般競争入札」で実施します。

- ・評価・選定では、あらかじめ「落札者決定基準」を定めて公表します。

技術点の評価では、「基礎審査」で事業者の提案書類が要求水準を満足するかどうかを確認し、「提案審査」では落札者決定基準で求めた個別の提案項目を審査して得点化します。





## 4. 実施方針（案）（1/7）

### 4.1 実施方針の意義

- ・ 入札公告に先立って、実施方針を策定及び公表することとされています。
- ・ 実施方針とは、事業の実施に関する方針で、  
民間事業者の募集や選定に関する事項  
責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 等  
を定めたものです。

### 4.2 実施方針のポイント

- ・ 特に、市と民間事業者との役割分担（業務範囲）、リスク分担については、一覧表で具体的に規定します。
- ・ リスクについては、「当該リスクを最も適切に管理することができる者が負担する。」という考え方を原則として、最適なリスク分担とします。
- ・ 事業の適切な履行を確保するため、以下の項目を定めます。  
事業実施の監視（モニタリング）、改善要求・支払の減額等  
履行の検査

## 4. 実施方針（案）（2/7）

### 4.3 実施方針に記載すべき項目

項目	具体的に記載する事項
第1章 特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業概要に関する事項</li> <li>・ 特定事業の選定方法に関する事項</li> </ul>
第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者の募集及び選定</li> <li>・ 総合評価の方法</li> <li>・ <b>入札の参加資格要件等</b></li> <li>・ 事業者の選定手順</li> <li>・ 提出書類の概要</li> </ul>
第3章 落札後の手続に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本協定の締結</li> <li>・ 特別目的会社の設立等</li> </ul>
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間事業者の責任の明確化に関する事項</li> <li>・ 民間事業者の責任の履行の確保に関する事項</li> </ul>
第5章 久喜市新ごみ処理施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新ごみ処理施設の立地に関する事項</li> <li>・ 久喜市新ごみ処理施設の規模及び配置に関する事項</li> </ul>
第6章 協定又は事業計画の解釈に疑義が生じた場合の措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係者協議会の設置</li> <li>・ 管轄裁判所の指定</li> </ul>
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置</li> <li>・ 本事業の継続が困難となった場合の措置</li> </ul>
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制上及び税制上の措置に関する事項</li> <li>・ 財政上及び金融上の支援に関する事項 等</li> </ul>
第9章 その他特定事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書類作成に係る費用</li> <li>・ 今後のスケジュール</li> <li>・ 実施方針の公表に関する事項</li> <li>・ その他</li> </ul>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>事業スキーム</b></li> <li>・ <b>リスク分担表</b></li> <li>・ <b>市と民間事業者の業務範囲</b></li> <li>・ 用語の定義</li> </ul>

### 4.4 入札の参加資格要件等

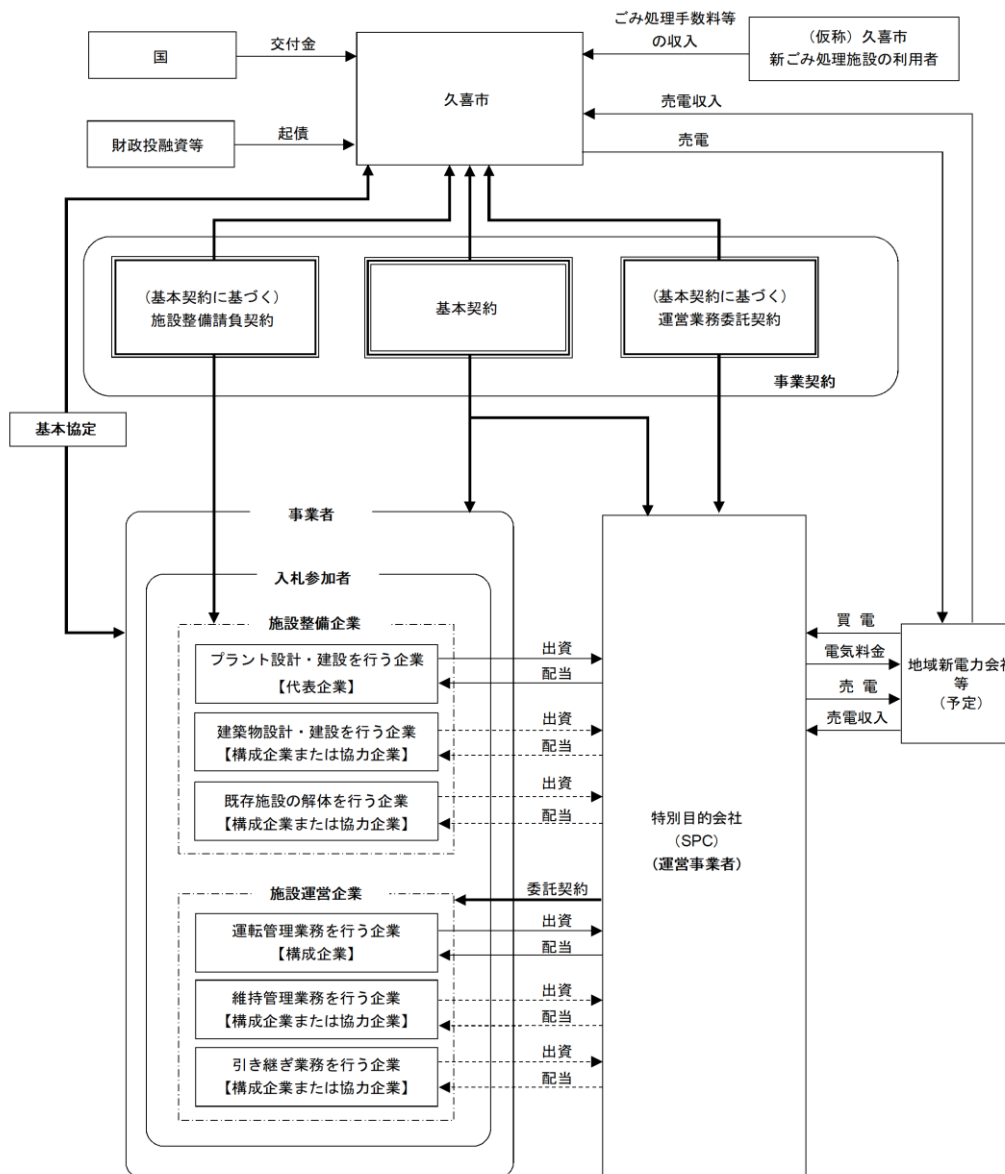
- ・民間事業者の入札参加資格は、競争性を高めるために応募企業には広く門戸を開放することが望ましいと考えられますが、ごみ処理施設整備事業を実施する者としての実績等として以下の要件を定めます。

#### 施設整備・運營業務に関する主な要件

業務内容	資格・要件	目的
建築物の設計業務	専任の一級建築士を配置 延床面積15,000m <sup>2</sup> 以上の一般廃棄物処理の設計実績	周辺環境の調和した施設 (余熱体験啓発棟・公園との 一体整備に配慮した建築 デザインなど景観に調和 した施設) を実現
建築物の建設業務	特定建設業（建築工事業）の許可 建築一式工事 総合評点P 1,100点以上 延床面積15,000m <sup>2</sup> 以上の一般廃棄物処理の建設実績	
プラントの設計・ 建設業務	特定建設業（清掃施設工事業）の許可 清掃施設工事 総合評点P 1,100点以上 一般廃棄物処理の建設実績（2010年4月以降）	安全で安定的に処理が可能な 施設、環境に配慮した施設を 実現
施設運營業務	エネルギー回収施設 100t/日、発電施設を設置 リサイクル施設 10t/日 PFI・DBO事業	

# 4. 実施方針（案）（4/7）

## 4.5 事業スキーム



※構成企業は必ず運営事業者に出資することとする。

## 4. 実施方針（案）（5/7）

### 4.6 市と民間事業者の主な業務範囲

業務区分	業務項目	業務範囲		備考
		市	事業者	
用地整備業務	事業用地準備	○	○	市で粗造成は実施。粗造成後の整地等は事業者で実施。
		○		調整池は公園と一体整備。
施設整備業務	敷地周辺整備	○	○	付け替え道路整備工事は市が実施。
	事前調査・設計	○	○	設計段階での周辺住民説明等は市が対応。
運転管理業務	建設	○	○	事前に事業者に提示している地中障害物以外の撤去費用は市が負担。
	試運転・引渡し		○	負荷運転を行うための処理対象物の提供に要する費用は市が負担。
	処理対象物の受入	○		試運転により発生する電力の売電収入、残さ等の処分費は市の所掌。
			○	ごみの収集・運搬
	処理対象物の受入・適正処理		○	受付管理、案内・指示、料金徴収
	展開検査への協力	○	○	指導は市が行うが、運搬・選別・搬出等の作業は事業者にて実施。
	処理不適物の対応		○	場内処理が不可能な処理不適物は市が対応。
	運転管理時の計測管理		○	
	プラント設備検査		○	
	用役管理		○	
	その他運転管理に必要な業務		○	
	施設の補修・更新等		○	
維持管理業務	清掃管理		○	
	樹木等植栽管理		○	
	警備等		○	
	安全衛生管理・防災管理		○	
	環境管理		○	
	情報管理		○	
	その他		○	見学者対応
	業務期間終了時の引継ぎ	○	○	市民対応は市が行うが、夜間などは事業者にて対応。
有効利用業務	残さ等の資源化・処分	○		
	エネルギー有効利用		○	熱・電気供給施設の管理。
		○	○	売電収入は市と事業者で按分する。
	解体業務	○	○	土壌汚染調査は市が実施。

## 4. 実施方針（案）（6/7）

### 4.7 主なリスク分担（1/2）

期間	リスク項目		概要	分担	
				市	事業者
共通	契約		事業者との契約不調、または契約手続きの遅延リスク	○	○
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更、新税の設立に伴うリスク		○
		政治	首長交代等、財政破綻等による支援・債務不履行、許認可の取得、遅延等に係る操業中止	○	
		許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		補助金等	事業者の事由により予定していた補助金額が交付されないリスク等		○
	社会環境	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク 事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故、施設の劣化等に対する賠償リスク	○	○
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するリスク		○	
	物価変動		インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内） インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	○
	資金調達		事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
			市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		工事中・維持管理運営中の風水害・地震等の大規模災害により事業の実施が不可能となるリスク	○	
		工事中・維持管理運営中の風水害・地震等の大規模災害による修復のため遅延が発生するリスク	○	△	
債務不履行		事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
		市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
設計段階	測量・調査の不備	事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク		○	
		市が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク	○		
	基本・実施設計変更	事象者の基本・実施設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○	
		市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○		
	建設着工遅延	事業者の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク		○	
		市の事由による建設着工遅延によるコスト増大リスク	○		

## 4. 実施方針（案）（7/7）

### 4.7 主なリスク分担（2/2）

期間	リスク項目	概要	分担	
			市	事業者
建設段階	用地不備	用地確保の遅延リスクや地中障害物やその他予見できない事項に関するコスト増大リスク	○	
	工事遅延	事業者の事由による資材調達、工程管理等に係る工事遅延によるコスト増大リスク		○
		市の指示等の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
市の提示条件不備及び指示等の事由による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク		○		
試運転・引渡性能試験での性能未達	契約で規定した要求性能未達等の事業者の事由によるコスト増大、遅延リスク		○	
	試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等の市の事由によるコスト増大、遅延リスク	○		
運営段階	ごみ量・ごみ質の変動	一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合のコスト変動リスク		○
		一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動リスク	○	
		災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		市の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修した場合のコスト増大リスク	○	
	施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	設備機器の運営・維持管理の要求水準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大		○
		処理不適物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大 その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク	○	
	施設破損	事業者による事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	○	
	余剰電力売電収入の変動	電力会社の売電単価変更による余剰電力売電収入の変動リスク		○
事業者の事由による余剰電力売電収入の変動リスク			○	
搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による余剰電力売電収入の変動リスク		○		
ユーティリティの不備	事業者によるユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク		○	
	第三者による施設のユーティリティの事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク	○		
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○
	事業終了時の諸手続きに係るコスト増大	事業終了時の諸手続きに係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
		事業終了時の諸手続きに係る市の事由によるコスト増大リスク	○	

### 5.1 要求水準書の意義

- ・ 一般的な請負業務や委託業務における仕様書に相当する文書である要求水準書には、民間事業者に対して要求する必要最低限の業務範囲、実施条件、水準を示します。
- ・ これにより民間事業者の創意工夫を発揮する余地が増え、事業費の縮減や事業のサービスの質の向上を期待します。

### 5.2 要求水準書のポイント

- ・ 設計、建設から運営・維持管理にわたる事業全般について、市が民間事業者に求める内容（施設の規模や機能、維持管理や運営に求める内容等）を示します。
- ・ 達成・維持しなければならないサービス水準について明記するとともに、事業を行う上での前提条件、資料を示します。
- ・ 維持管理業務の責任範囲については、事業者にとって過度なリスクとならないよう、留意します。



## 5.3 要求水準書に記載すべき項目

項目	具体的に記載する主な事項
<b>第1編 総 則</b>	
第1章 計画概要	一般事項／事業内容／事業方式・範囲／市が実施する主な業務範囲
第2章 本事業計画地の概要	地形／地盤・土質／都市計画等事項／搬入・搬出／ユーティリティ条件／提供資料
第3章 事業の基本条件	処理対象物／適正処理困難物／計画処理量／計画ごみ質／公害防止基準／準拠法令
<b>第2編 施設性能基準</b>	
第1章 基本事項	施設整備の基本方針／全体計画／配置・動線計画／
第2章 使用材料及び機器	規格・材質
第3章 性能保証	保証事項／予備性能試験／引渡性能試験
第4章 契約不適合責任	設計・建設の契約不適合／契約不適合の判定・修補
第5章 土木・建築工事共通事項	土木建築性能／構造性能／建築設備性能
第6章 プラント建設工事共通事項	エネルギー回収施設計画／リサイクル施設計画／設備計画
第7章 現施設の解体工事等	公害防止基準／ダイオキシン類ばく露防止／除染工事／解体工事
<b>第3編 経営管理</b>	
第1章 基本的事項	運営事業者の設立／実施体制／財務
第2章 運営事業者の経営等に関する報告	定款／株主名簿／契約・覚書／株主総会・取締役会の資料・議事録／計算書類
<b>第4編 施設整備業務</b>	
第1章 設計業務	事前調査・セルフモニタリング／設計等
第2章 建設業務	責任施工／市内業者の活用／安全衛生管理／環境保全／完成図書／試運転
<b>第5編 施設運営業務</b>	
第1章 施設運営業務に関する基本的事項	事業期間／性能未達の場合の対応／市によるモニタリング／情報公開
第2章 運転管理業務	適正処理／有効なエネルギー活用／プラント設備の法定検査／計測管理
第3章 維持管理業務	補修・更新／清掃・植栽管理／警備／見学者対応／安全衛生・防災管理／情報管理
第4章 業務期間終了時の引継ぎ業務	機能保持／引継ぎ時における要求水準／性能未達時の対応／終了後の取扱い

### 第1編 総則

#### ・計画概要

要求水準の位置づけ、設計・建設から運営・維持管理棟それぞれの業務の作業項目を示す「事業内容」や「事業期間」について示す。

#### ・事業計画地の概要

立地条件として、①地形、②地盤・土質、③都市計画等の事項、④搬入・出口、⑤ユーティリティ条件を示すとともに、それらを説明する資料を提示する。

#### ・事業の基本条件

①処理対象物・適正処理困難物、②計画処理量・ごみ質、③エネルギー回収施設等の施設規模・稼働日数・公害防止条件などの基本条件、④土木・建築工事及びプラント設備工事の設計条件、⑤遵守すべき法令及び仕様書について示す。

### 第2編 施設性能基準（1/2）

#### ・ 基本的事項

基本計画で定めた施設整備の基本方針を位置づける。

#### ・ 使用材料及び機器、性能保証、契約不適合責任

規格・材質を定め、性能を発揮するために当然必要なものは、事業者の責任において、事業者の負担で施工することとし、契約不適合責任の範囲・期間、判定・修補の方法を定める。

#### ・ 土木・建築工事に係る事項

- ①土木建築性能（沈下対策、災害対策、見学・展示計画、景観等）
- ②構造性能（基礎、躯体、一般構造等）
- ③建築設備性能（電気設備、機械設備等）

#### ・ プラント設備工事に係る事項

- ①エネルギー回収施設計画（受入・供給、燃焼、ガス冷却、排ガス処理、余熱利用等）
- ②リサイクル施設計画（破袋・破碎、選別、搬送、貯留・搬出等）
- ③共通設備計画（給水・排水、電気・計装）

### 第2編 施設性能基準（2/2）

#### ・現施設の解体工事等

菖蒲清掃センターの解体工事について示す。

- ①総則
- ②事前調査（アスベスト、PCB、フロン、その他の残留物）
- ③公害防止基準
- ④ダイオキシン類ばく露防止の管理区域
- ⑤解体工事フロー（参考）
- ⑥一般仮設工事
- ⑦ダイオキシン類対策仮設工事（負圧集じん器の設置、クリーンルーム等）
- ⑧除染工事（機器洗浄、耐火物洗浄、ダクト洗浄、建屋プレ・ポスト洗浄等）
- ⑨汚染物除去等の確認（付着物、処理水、粉じん濃度、負圧管理、環境測定等）
- ⑩解体工事（主要機器、アスベスト含有建材、地上・地下構造物、外構等）

### 第3編 経営管理

#### ・ 基本的事項

運営事業者の設立、実施体制、財務に関する事項について示す。

#### ・ 経営等に関する報告

運営事業者が提出する経営等に係る書類について示す。

①定款の写し

②株主名簿の写し

③実施体制図

④運営事業者締結する契約または覚書等

⑤株主総会の資料および議事録

⑥取締役会の資料および議事録

⑦計算書類等

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、  
監査報告書の写し

### 第4編 施設整備業務

#### ・設計業務

要求水準書および提案図書にもとづき、新ごみ処理施設を建設するために必要な調査・設計業務の他、それらに伴い市民への説明を含むものとする。

#### ・建設業務

実施設計図書にもとづき、新ごみ処理施設を施工する業務の他、施工に関する品質確保に関する業務とする。

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ①責任施工              | ⑨復旧                  |
| ②施工前の許認可、施工時の住民対応  | ⑩保険への加入              |
| ③市内業者の活用           | ⑪施工図、完成図書等の提出        |
| ④安全衛生管理・環境保全       | ⑫施設運営を行うためのマニュアル等の作成 |
| ⑤施工管理等             | ⑬室内環境測定              |
| ⑥仮設、作業日および作業時間     | ⑭検査時の提出書類            |
| ⑦地中障害物             | ⑮試運転および運転指導          |
| ⑧デジタルテレビ放送受信障害発生防止 |                      |

### 第5編 施設運営業務

#### ・ 基本的事項

基本方針にもとづき、性能未達の場合・停止後の対応、市によるモニタリング、市民への情報公開等について示す。

#### ・ 運転管理・維持管理業務

処理対象物の適正処理、有効なエネルギー活用、法定検査、運転管理時の計測管理等を行う**運転管理業務**を示すとともに、補修・更新、清掃・植栽管理、警備、見学者対応、安全衛生・防災管理、情報管理等に関する**維持管理業務**について示す。

#### ・ 業務期間終了の引継ぎ業務

事業期間終了時における条件として、終了時における機能保持、引継ぎ時の要求水準、性能未達時の対応、終了後に市が行う運営方法の検討において必要となる資料等の作成について示す。

### 6.1 モニタリング基本計画の意義

- ・モニタリングとは、事業者が行う施設整備・運営が事業契約書等に示されている内容を満たしているか、また、業務の安定性・継続性が確保されているかを監視し、その結果を事業者へのサービス対価の支払いに反映させることによって、公共・民間の適切な役割分担に基づく良質な公共サービスの提供を実現することを目的に行うものです。

### 6.2 モニタリング基本計画のポイント

- ・発注者が行うモニタリング結果が事業者への支払いに直結することをあらかじめルール化します。
- ・契約期間が長期にわたるため、事業者の経営状況や財務状況についてもモニタリングする必要があります。
- ・事業者によるセルフモニタリングをPDCAサイクルの一環として位置づけて、民間活力の発揮を促進させ、継続的な改善につながるようにします。



## 6. モニタリング基本計画（素案）（2/2）

### 6.3 モニタリング基本計画に記載すべき項目

項目	具体的に記載する主な事項
1. 総論	
1.1 モニタリング基本計画の位置づけ	事業契約書等に示されている内容を遵守しているかと確認する。
1.2 モニタリング実施計画書	モニタリング時期、内容、組織、手続、様式に係る実施計画書を作成する。
1.3 モニタリング体制	事業者・SPCが実施するセルフモニタリング報告を受けて市が実施する。
1.4 モニタリングの対象業務	施設整備業務、運営・維持管理業務、本事業終了時の業務を対象とする。
2. 施設整備モニタリング	
2.1 モニタリングの方法	書類・現地における確認、具体的な手順を定める。
2.2 是正措置等	注意、是正勧告、契約解除について定める。
3. 運営・維持管理業務モニタリング	
3.1 モニタリング方法	書類・現地における確認における提出書類、提出時期を定める。
3.2 具体的なモニタリングの手順	計画時、日常・定期・随時モニタリングの手順を定める。
3.3 減額対象及び是正措置	減額対象のレベル、注意・是正指導・是正勧告・契約の対処を定める。
3.4 委託料の減額等の方法	事象の内容、確認方法、減額方法等について定める。
3.5 委託料の返還、契約の解除	委託料の返還、支払い停止、運営委託者の変更、契約解除について定める。
3.6 減額対象等	サービス対価の支払方法等について定める。
4. 財務状況等に関するモニタリング	
4.1 財務状況等に関するモニタリングの概要	SPCの財務状況等に関するモニタリングの概要を定める。
4.2 財務状況等に関するモニタリングの方法	財務状況、実施体制、リスク対応、資金収支、経営の確認方法を定める。
5. 契約期間終了時のモニタリング	
5.1 モニタリング方法	事業期間終了5年前からのモニタリング方法を定める。
5.2 確認方法	事業期間終了時における書類、現地における確認方法を定める。

**以上で説明を終わります。**